

いばらき働き方改革推進月間ポスター・リーフレット作成業務企画書 プロポーザル実施要領

1 制作の目的

8月・11月の「いばらき働き方改革推進月間」を県内企業へ普及啓発することにより、労働時間削減や柔軟な働き方等の取組を推進するため、当該推進月間を周知するポスター・リーフレットを作成し、より多くの企業の取組を促進する。

2 基本仕様

(1) ポスター

- ① 版型 B2 版 縦型
- ② 印刷 カラー4色
- ③ 用紙 コート紙
- ④ 部数 3700 部 (B5 サイズに折り加工)
- ⑤ その他 PDF ファイル、JPEG ファイル

(2) リーフレット

- ① 版型 展開 A3 版 (仕上 A4 版)
- ② ページ数 4 ページ
- ③ 印刷 カラー4色
- ④ 用紙 マット紙
- ⑤ 部数 14,000 部
- ⑥ その他 PDF ファイル、JPEG ファイル

(3) 配送、梱包等

- ・ 配送、梱包：別紙のとおり
- ・ 労働政策課納品のリーフレットについては、100 部ずつ仕切りを入れること

3 納入期限

令和7年7月11日

4 予算計上額

金 534,160 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※注 本項に記載の金額は、執行すべき予定価格とは異なり、あくまでも参考の額です。

予定価格は、本契約の執行者が予算の範囲内で別途定めるものであり、「5 企画書の提出(3)提出期限」後に開封されます。

5 企画書等の提出

(1) 提出物

- ① 公募参加申込書
- ② 誓約書
- ③ ポスターのラフデザイン案
サイズは A3 版とし、提案は 1 案のみとします。
- ④ リーフレットのラフデザイン案
サイズは A4 版とし、提案は 1 案のみとします。

⑤ 見積書

様式は自由ですが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載してください。

なお、見積書については、「2 基本仕様」に基づき、積算根拠の具体的な内訳を記載してください。

⑥ 附属書類

- ・会社概要
- ・過去において地方公共団体等から受託したリーフレット等の実績

(2) 提出部数

③、④については各 5 部、①、②、⑤、⑥については各 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 13 日 午後 5 時必着（郵送、持参いずれでも可）

(4) 提出及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県産業戦略部労働政策課 担当：寺門

電話 029(301)3635

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年 2 月 29 日茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格において、大分類 01「印刷類」または、大分類 15「広告・出版・催物」小分類 4「印刷物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

7 業務委託予定者の選定方法

- (1) 茨城県産業戦略部労働政策課による審査会において、提出された内容を審査及び採点し、随意契約の交渉権を得る事業者を選定します。

なお、審査結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者速やかに文書で通知します。

- (2) 随意契約交渉権を得た事業者と随意契約に向けた交渉を行います。

なお、随意契約交渉の結果、合意に至らなかった場合、または、「6 参加資格」の要件満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、前記(1)の審査結果の第 2 位に選定された事業者と交渉を行います。

- (3) 審査の内容については、一切公表しません。また、審査結果についての異議の申し立ては一切認めません。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 「6 参加資格」の要件を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積書の見積額(税込)が「4 予算計上額」を超えている場合

9 業務委託

制作内容については、「令和7年度いばらき働き方改革推進月間ポスター・リーフレット作成業務委託仕様書」のとおり。(構成については、別紙「印刷物構成案」のとおり)

なお、制作内容は、契約履行期間中に変更する場合があります、その際の変更の内容は、契約額に変更を生じない程度の範囲とします。

10 その他

- (1) 提出された企画案等は返却しません。また、提出された内容については秘密を厳守します。
- (2) 今回のプロポーザルで提出された企画案等の作成にかかる費用は、参加者の負担となります。
- (3) 契約締結後、本業務において制作した成果品の著作権、原版及び制作データ等の所有権は、すべて茨城県に帰属するものとします。